

文部科学省における大学発ベンチャー
創出のための取組について

平成14年10月30日

文部科学省 研究振興局

研究環境・産業連携課

産学官連携施策における大学発ベンチャー支援の重要性

●主な産学官連携施策の位置付け（科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会報告）

◆経済・社会ニーズに対応した大学等の研究開発の推進と実践的教育の推進

→ 共同研究やインターンシップ等を通じて経済・社会ニーズの探索や問題意識を共有することが産学官連携の成果を上げる上で重要。

◆大学等の研究成果の効果的な社会還元への推進

→ 大学等における知的財産マネジメント方針の確立や特許等を基本とした技術移転システムを整備することが研究成果の効果的な社会還元を図る上で重要

◆産学官連携を推進する組織の強化・人材の育成

→ 技術移転、共同研究等のコーディネーター、経営・法務実務担当者など専門的人材の育成・確保を推進することが大学等におけるリエゾン機能を強化する上で重要

◆大学発ベンチャーの支援・育成

→ 大学等の研究成果の社会還元を進める直接的な施策であり、大学発ベンチャーの支援は新産業の創出や経済の活性化と大学等における若手研究者の育成等の両面でプラス



現在の厳しい経済状況を打破するためには、大学発ベンチャーの支援・育成は極めて有効な施策

文部科学省の大学発ベンチャー支援施策

予算措置	制度改善
大学発ベンチャー創出支援制度 大学発ベンチャー起業に資する技術開発に対する資金提供及び技術・事業家の支援 ※H14年度応募件数 143件 採択件数 34件(ライフ、IT、ナノテク、環境他)	国立大等役員兼業における承認権限の委任 人事院規則の改正により、TLO役員兼業、研究成果活用企業役員兼業の承認を所管省庁の長(文部科学大臣)に委任(H14. 10～) ⇒同時に、国立大学の長に再委任 ※9月現在89名の教員が研究成果活用企業の役員兼業の承認
研究成果最適移転事業 (プレベンチャー事業)※JST事業 研究開発責任者と起業化責任者がペアとなって、ベンチャー創業を目指した研究開発を実施 ※H11年度開始課題10課題のうち、9社が起業	承認TLOの「企業化支援業務」を明確化 承認TLOが行う「企業化支援業務」の内容を具体的に規定(H14. 6) ①経営面での助言 ②技術指導 ③金融面での支援 等
国立大学におけるインキュベーション施設の整備 (H13補正予算) 国立大学で創出された研究成果や人的資源を活用して、実用化に向けた研究及びその支援を行う施設を13大学に整備 〔東北、東工大、名古屋、東大、東京農工大、金沢、静岡、京都工芸繊維、大阪、山口、徳島、熊本〕	国有施設の使用を可能に 大学発ベンチャーに対し、その事業に供するため国立大学等の施設を有償で使用させることが可能に (H14. 6) ※愛媛大学(第1号 H14. 9) タンパク質合成システムの特許管理を行うベンチャー企業に施設使用を許可

大学発ベンチャーの状況

- 大学発ベンチャーは2002年8月現在424社設立
前年度より173社増加（68.9%増）

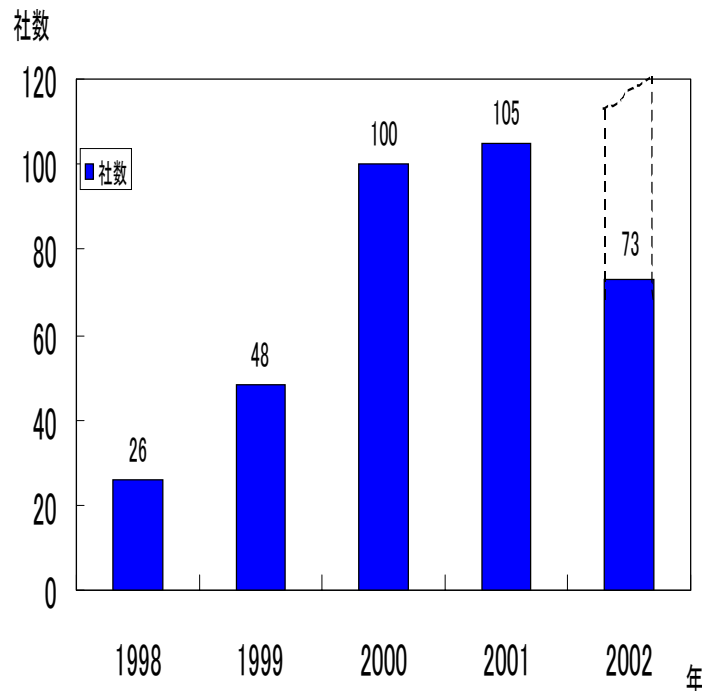
- 我が国の大学発ベンチャーは近年増加傾向

大学等発ベンチャー創出実績（累計）

	大学	公的研究機関	合計
H12	127社	未調査	127社
H13	251社	24(1)社	274社
H14	424社	32(3)社	453社

()内は大学等も関与しているベンチャーで、内数 2002年8月現在

我が国における過去5年の大学等発ベンチャー企業設立数



注)2002年の設立数は8月までのものである。

大学発ベンチャーの代表例

○ 大阪大学の研究成果による大学発ベンチャー

◎ アンジェスエムジー(株)(平成11年設立)

- ・肝細胞増殖因子(たんぱく質製成遺伝子)を利用した足の壊死、心筋梗塞などの治療薬開発
- ・大阪大学教員が役員を兼業

○ 大学発の創薬ベンチャーとして国内初の上場 (平成14年9月25日)

さらなるベンチャー企業の創出に向けて

◆起業家・専門家人材の育成

○ベンチャービジネスラボラトリーの整備

- ①ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的・先端的な研究の推進
- ②高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の育成

を目的として、現在39国立大学に設置。

大学院生を中心とする若手研究者の柔軟な発想と能力の向上を目指す。

○大学における起業家育成講座等の設置

国公立の各大学において、学部や大学院において多様な内容のベンチャー起業関連講座が開設されている

＜例＞：ベンチャービジネス論、新産業創出支援システム論 等

◆産学連携活動に関する環境整備

○専門職大学院制度の創設

学校教育法改正(案)を臨時国会に提出中 ＜例＞法科大学院、MOT等

○産学連携活動に伴う利益相反に対応する考え方とマネジメントシステムの在り方

科学技術学術審議会・産学官連携推進委員会・利益相反WGにおいて検討を進めているところであり、11月上旬には報告を取りまとめる予定

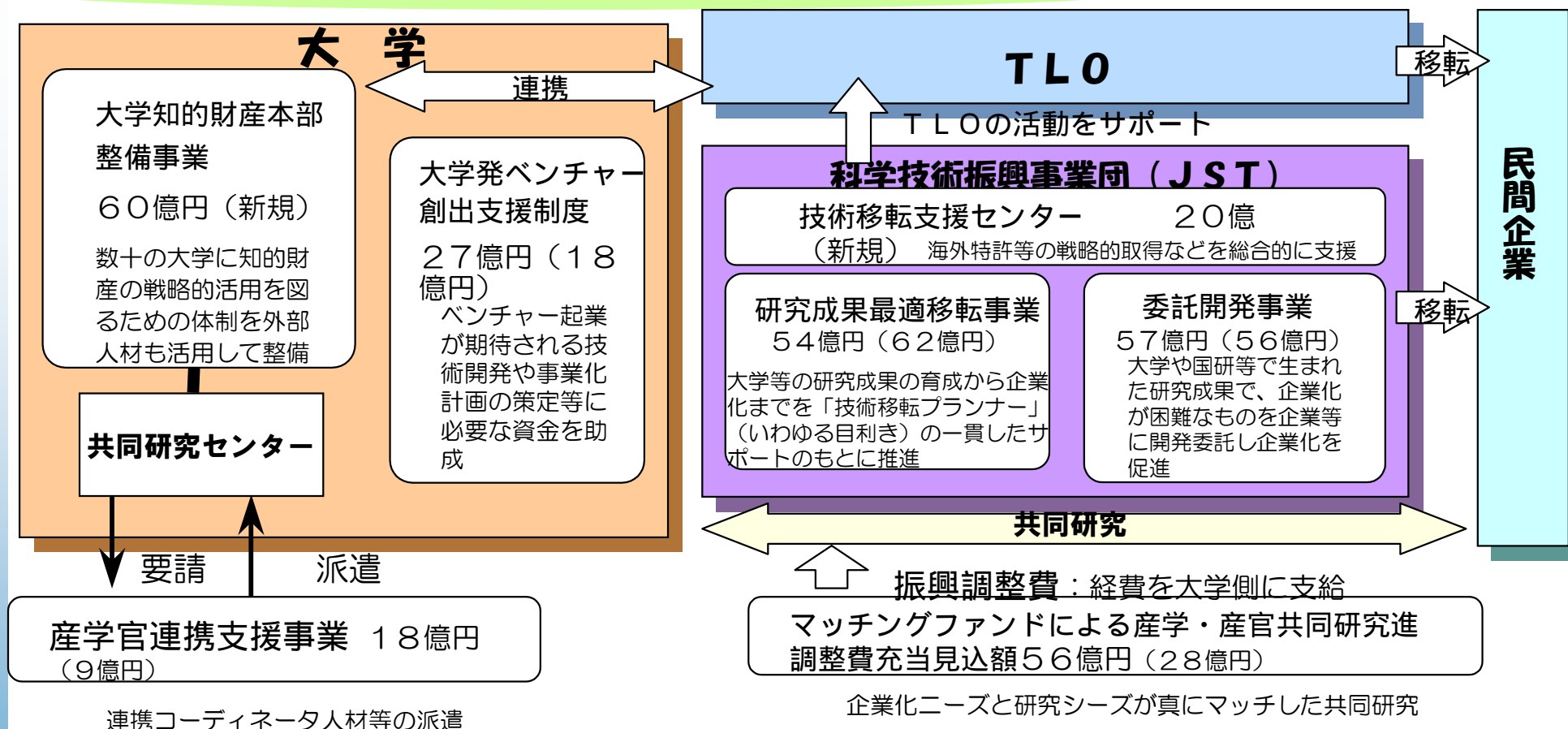
＜その他課題(参考)＞

- ◆中小企業に対する技術開発費を重点的に配分して技術開発・起業を促進するため、中小企業技術革新制度(SBIR)を積極的に活用、充実させる (科学技術基本計画 H13. 3. 30)

- ◆一定の要件を満たした会社の設立について最低資本金制度の特例を設け、起業の円滑化・容易化を図る (産学官連携の基本的考え方と推進方策 H14. 6. 19)

- ◆ベンチャーの挑戦者が失敗した場合でも再起が可能であるように個人保証に在り方について検討、見直しを進める (産学官連携の基本的考え方と推進方策 H14. 6. 19)

●産学官連携・知的財産戦略関係施策（平成15年度概算要求）



●地域における産学官連携施策

- 知的クラスター創成事業・・・自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等が集積する研究開発能力の拠点（知的クラスター）の創成を目指す。
75億円（60億円）
- 都市エリア産学官連携促進事業・・・個性発揮を重視して都道府県等（政令指定都市を含む）の都市エリアに着目し、大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指すもので、都市エリアにおける産学官連携事業の促進を図る。
35億円（25億円）

●税制施策

試験費増額控除制度の新設（現行の増加試験研究税制を見直し最高10%相当額控除）

+

産学官連携促進特別試験研究税額控除制度新設（民間企業が共同研究又は委託研究として支出した経費の15%控除）